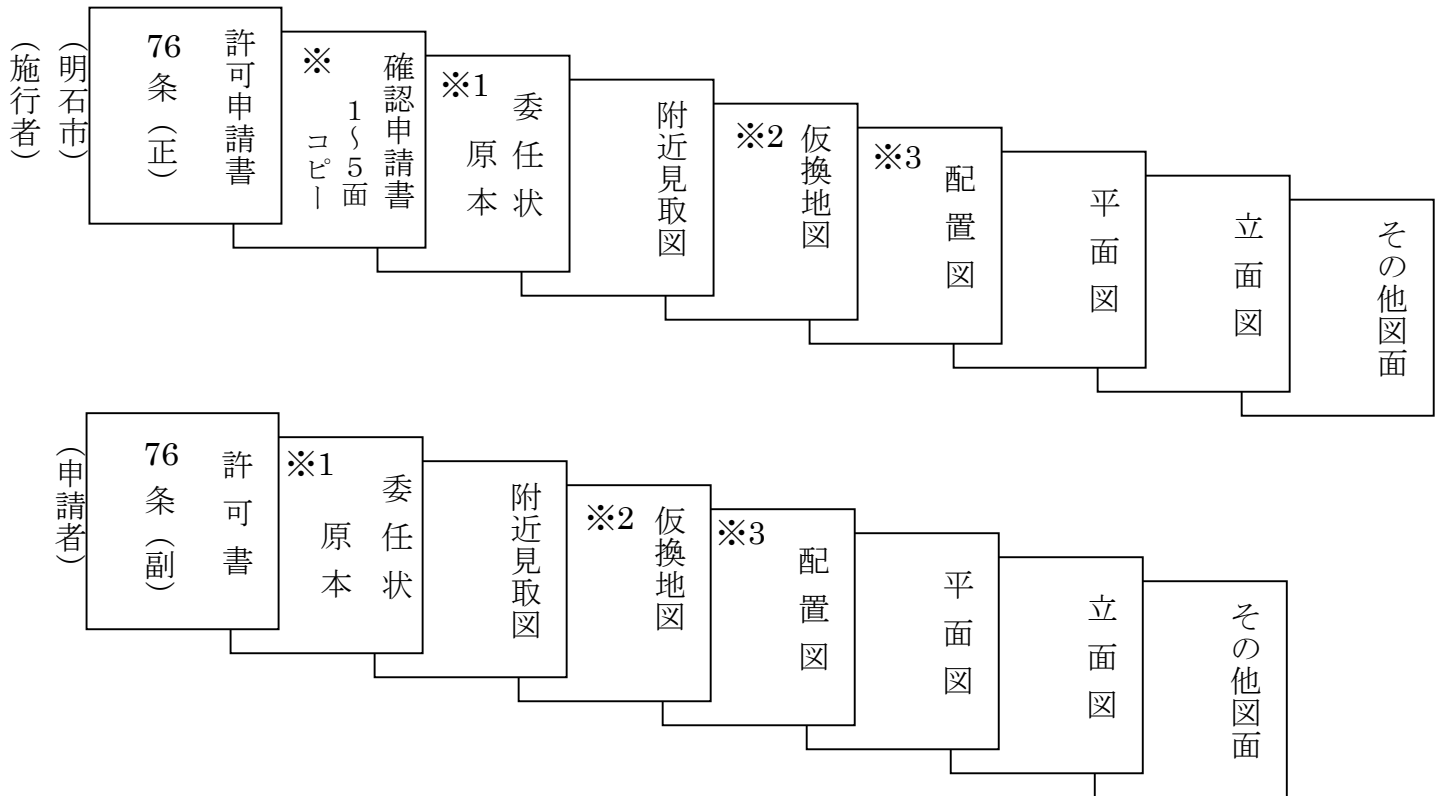


土地区画整理法第76条第1項申請図書一覧表

< 下図の書類を、建築確認申請をされる前に提出してください。 >



- ※ 1. 代理人から申請の場合は代理権を証する委任状を添付のこと。
- ※ 2. 仮換地図については、事前協議時点で交付申請書を提出し、交付を受けること。
- ※ 3. 排水経路記入のこと。(浄化槽設置の場合はその位置)
- ※ 4. 部分使用の場合は、座標求積を行うこと
- ※ 5. 許可申請書、許可書及び委任状の「位置」、建築確認申請書「地名地番」の欄は、底地番を記入すること。
- ※ 6. 農地法関連、用途地域等、土地区画整理法関連以外の調査、諸手続きは各自で行い、処理した後に当該申請を行うこと。
- ※ 7. 境界線との離隔が1m未満となる箇所は、立面図に建築物の軒先からの寸法を記入すること。
- ※ 8. 許可申請書「正」、「副」は原本を添付するものとし、カラーコピーは不可。